

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第108号

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年太田市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「こと」の次に、「。ただし、住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない」を加え、同項第3号を削り、同条第3項中「利用者負担額減免申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により」を削り、「市長に」の次に「その旨を」を加え、同条第4項中「申請書」を「申請」に改め、「利用者負担額減免決定通知書（様式第2号）又は利用者負担額減免却下通知書（様式第3号）により、」を削り、同条第5項中「提出した申請書の」を「申請した」に改め、「入所児童の世帯における子どもの監護状況の変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）を」を削り、「提出し」を「変更内容を届出」に改め、同条第6項中「変更届が提出され」を「届出があり」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
(手続の様式)

第5条 次に掲げる手続の様式は、市長が別に定める。

- (1) 第3条第3項の規定による申請
- (2) 第3条第4項の規定による通知
- (3) 第3条第5項の規定による届出

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の様式は、当分の間、使用することができる。